

住宅改修工事一覧

工事の箇所	工事の名称	工事の内容
玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、台所、トイレ、など	手すりの取付け	・手すり（二段式、縦付け、横付け等適切なもの）を設置する工事 ・手すりを設置するために壁の下地を補強する工事
	段差の解消	・部屋の出入口の段差を解消するための工事（スロープを設置する工事・敷居を撤去する工事） ・昇降機、段差解消機等、動力により床段差を解消する機器を設置する工事 ・階段を緩やかな勾配にする工事
	床材等の変更	・床を滑りにくい材質にする工事 ・居室の畳敷を板材等へ変更する工事 ・床材等の変更のために下地や根太を補強する工事 ・浴室の床材等を滑りにくいものに変更する工事 ・階段に滑り止めを行う工事 ・玄関のタイル、土間を滑りにくい材質にする工事
	感染症対策	・宅配ボックスやモニター付きインターホンを設置する工事 ・タッチレス水栓器具の設置工事 ・住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事 ・通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事 ・自動開閉式便座に取り替える工事
	その他	・非常通報装置を設置する工事 ・フットライト（足元灯）を設置する工事 ・開口幅を確保するために出入口を変更する工事 ・洗面台、調理台を膝入れスペースのある型式にする工事 ・スイッチ等を手の届く位置に変更する工事 ・移動用のリフトの取付け工事 ・スペースを広げる工事 ・有効幅員を広げる工事
部屋の出入口	扉、取っ手等の取替え	・開き戸を引き戸・折り戸などに取り替える工事 ・ドアノブの変更、戸車の取付けなどの工事 ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・自動ドアに取り替える工事 ・外側から解錠できるようにする工事
トイレ	便器の取替え等	・和式便器から洋式便器への取替工事（暖房便座及び温水洗浄機能付きにする工事を含む。） ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化工事は除く。） ・便器の取替えに伴う床材の変更工事
浴室	浴槽の取替え等	・浴室の床段差解消に伴う給排水工事 ・ユニットバスを設置する工事 ・浴槽を埋込型又は半埋込型にする工事 ・浴槽を二方向から介助できるような形式とする工事 ・シャワー、水道栓の設置や位置の変更及び取っ手を取り替える工事
その他		・その他市長が必要と認める工事

（注）洗面台、調理台を膝入れスペースのある型式にする工事については、障がい者及び要介護認定者の属する世帯に限り適用する。